

平成22年度 特許庁委託 産業財産権制度各国比較調査研究等事業

先使用権制度に関する調査研究報告書

平成23年3月

社団法人 日本国際知的財産保護協会

外国企業が先使用権を主張した事例は発見されなかった。

設問 27. ある発明者が発明の詳細を開示すると、それが模倣される危険性があることを考えて、特許出願することなく発明を実施し、事後に第三者に特許権が付与されたとしても、先使用権を主張すれば、継続して実施が可能であると考えたとします。裁判において先使用権を主張する場合に、あらかじめ、どのような証拠を準備すべきかについて、御説明ください。

先使用権を主張するためには、例えば、文書及び供述書の提出することにより、かかる先使用を証明する必要がある。

設問 28. 我が国では証拠書類等について、その作成日付や非改竄性を証明するため、公証制度やタイムスタンプサービスが利用されています。貴国において類似の制度がある場合にその概要を御説明ください。

公証制度がある。

Part E : 先使用権制度の将来

設問 29. 貴国において、先使用権制度についての法改正の予定あるいは法改正を前提とした論議が公表されていたら、御紹介ください。

ブラジルにおいて先使用権制度に関する法改正、若しくはかかる法改正を想定した議論がなされているという情報はない。

「2」 メキシコ

Part A : 先使用権制度の有無

設問 1. 先使用権制度の有無と条文規則等

(a) 先使用権に関する条文、規則等

メキシコ産業財産権法第 22 条 (Last up date, Oct. 29, 2009)。

第 22 条 ²⁴⁴ 特許によって与えられる権利は次に対しては効力が及ばない。 (III)特許出願日又は、該当する場合、承認され	ARTICLE 22. ²⁴⁵ The right conferred by a patent shall not have any effect against the following: III. Any person who, prior to the filing date of the patent
---	---

²⁴⁴ http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/mexico/sangyou.pdf [最終アクセス日：2011年3月8日]

²⁴⁵ http://www.impi.gob.mx/wb/impi_en/industrial_property_law [最終アクセス日：2011年3月8日]

<p>る優先日に先立って、特許方法を使用し、特許物を製造し、又はそのような使用若しくは製造の準備をする者</p> <p>本条に規定される行為は、何れも本法の意味における行政上の法規違反及び犯罪を構成しない。</p>	<p>application or, where applicable, the recognized priority date, uses the patented process, manufactures the patented product or undertakes the necessary preparations for such use or manufacture; The performance of any activity provided for in this Article shall not constitute an administrative infringement or offense within the meaning of this Law.</p>
---	---

(b) 施行規則等の詳細な規定

そのような情報はない。

Part B : 先使用権制度の概要 (一般)

設問 2. 先使用権制度の概要 (趣旨)

貴国の先使用権制度の概要を御説明ください。特に、制度の趣旨、及び導入の経緯あるいはモデルとなった他国の法律の有無等がわかりましたら、御説明ください (わからない場合には、わからないと記入してください)。

(a) 先使用権制度の趣旨 :

先使用権制度は権利そのものとしてというよりは抗弁として起草されているように思われる。実際にメキシコ産業財産法第 22 条は、これとは異なる種類の法定の特許消尽を定めている。

(b) 導入の経緯あるいはモデルとなった法制 :

この規定はメキシコの法制度に存在し、次の法令において規定されている (Patent Law 1903、Patent Law 1928、Industrial Property Law (1942)、Inventions and Trademark Law (1976)、Industrial Property Law (1991))。

Part C : 先使用権制度の概要 (解釈)

(1) 成立要件

設問 3. 先使用権が認められるための個別要件及びその解釈

メキシコ産業財産権法第 22 条 (又はその他) で認められる先使用権について、個々の要件とその解釈について御説明ください。

先使用権が認められるための唯一の個別的要件は、当該特許の出願日又は優先日前における発明の実施又はそのための準備が行われていたということである。我々の知る限りでは、メキシコ産業財産法第 22 条 III に関する既知の法的解釈及び行政基準は存在しない。

設問 4. 善意 (in good faith) の意味

メキシコ産業財産権法第 22 条は、先使用権を得るためには、人の行為として「善意」を要求していませんので、この設問は割愛します。

設問 5. 出願人から発明を知得していた場合に先使用権は認められるか

われわれは当該実施の発明を「発明者あるいは発明家から直接若しくは間接に取得した第三者」から知得していた場合には先使用権は認められないと解されますが、そのように考えてよろしいですね。

そのとおり。その理解は正しい。メキシコ産業財産権法第 42 条が定めるように、発明者は独自に発明を実施していなければならないからである。

設問 6. 先使用権の基準日

メキシコ産業財産権法第 22 条には、「特許出願日又は、該当する場合、承認される優先日に先立って。」とあります。この条文の意味を説明してください。この優先日とはパリ条約第 4 条の優先権に基づく優先日と考えてよろしいですね。

そのとおり、パリ条約第 4 条に基づく優先権を根拠としている。

設問 7. 実施の準備と先使用権

メキシコ産業財産権法第 22 条には、「そのような使用若しくは製造に必要な準備をする者」とあります。「必要な準備」の意味を、例を挙げて説明してください。

メキシコ産業財産権法の定める基準及び特許判例のいずれにおいても、「必要な準備」の意味は明確にされていない。しかしながら、かかる表現は、機械類や原材料の購入、販売業者との交渉、当該発明の製造若しくは利用に必要な適切な政府承認の取得などの全ての行為を示すものであると我々は理解している。

設問 8. 基準日以前には実施していたが、その後実施を中断し、基準日には実施していなかった場合

メキシコ産業財産権法第 22 条には「特許出願日又は、該当する場合、承認される優先日に先立って」とあります。先使用権の要件である実施について、その実施は出願日あるいは優先日以前に実績があれば十分なのでしょうか。あるいは実施の開始から基準日まで継続していなければならないのでしょうか。特に、基準日（出願日あるいは優先日）に、実施を中断していた場合でも先使用権は認められるのでしょうか。

(a) 実施の継続：

産業財産法及びその規則、メキシコ産業財産権法の定める基準、並びに判例のいずれにおいても、この問題に関する規定、見解又は解釈は一切示されていない。

(b) 基準日に中断していた場合の先使用权：

メキシコ産業財産法第 22 条 III の文言は、発明の実施は抗弁を主張する時点において行われていなければならないことを示唆している。

設問 9. 輸入行為は先使用权の対象となるか

(a) 貴国において、輸入する行為は先使用权の対象となるでしょうか。

輸入行為が特許法において特許の実施行為とみなされているとはいえ、第 22 条の文言からは製品の輸入者に先使用权は認められないように思われる。先使用の抗弁は、実際に特許方法を利用すること若しくは特許製品を製造すること、又はそのための準備を行うことに限定されているように思われる。

(b) 外国企業が自国で生産した製品を貴国で輸入販売しようとする場合に、先使用权を確保するために留意すべき事項について、御説明ください。

発明対象の製造又は利用がメキシコ国内で行われた場合、先使用权はより効果的に援用することが可能になる。産業財産法及びその規則、メキシコ産業財産庁の定める基準並びに判例のいずれにおいても、外国の先使用权の効力は明示的に承認されていない。

設問 10. 輸出行為が先使用权の対象となるか

貴国において、輸出行為も先使用权の対象となるのでしょうか（我が国の特許法第 2 条(3)の実施の定義には、「輸出」する行為が含まれています。このため、我が国では先使用权の対象となる実施に「輸出」する行為が含まれると解釈されています）。

輸出行為に先立って、当該先使用权の対象である特許方法の利用又は特許製品の製造が行われていた場合には、この設問に対する回答は肯定的なものとなると思われる。

設問 11. 実施と新規性の関係（実施が公然実施の場合）

メキシコ産業財産権法第 22 条は、先使用权の要件として「使用若しくは製造」することが規定されています。もし、この「使用」に公然実施（public use）が含まれるとすると、当該特許の出願日あるいは優先日の時点で公知であるとも考えられ、先使用权の問題ではなく、当該特許の新規性の問題とも考えられます。先使用权の要件である「実施」と特許の無効との関係を説明してください。

産業財産法には、先使用の抗弁が認められるためには、発明の実施が公然実施でなければならないとの規定はない。しかしながら、かかる実施が公然実施であった場合は、当然に新規性の喪失による当該特許の無効事由を構成するものと思われる。

(2) 先使用权者が実施できる範囲

設問 12. 先使用权者が実施できる範囲（物的範囲）

メキシコ産業財産権法第 22 条では、「特許によって与えられる権利は効力が及ばない」とあります。先使用权者が実施を継続できる範囲について、例を挙げて御説明ください。

この問題に関し、法令はいかなる規定も定めていない。また、残念ながら正確な回答の根拠となるような判例もない。しかしながら、当該先使用の対象が該当する特許の対象と一致する限りにおいては、特許権者は先使用者に対してメキシコ産業財産法第 25 条に定める権利を行使することはできず、また、侵害訴訟において勝訴判決を得ることもできないと我々は考えている。

第 25 条²⁴⁶

特許発明を実施する排他的権利は、特許権者に次に述べる特権を与える。

(I)特許対象が物である場合、他の者が自己の同意を得ないで特許物を製造、使用、販売、販売の申込及び輸入することを防止する権利

(II)特許対象が方法である場合、他の者が自己の同意を得ないで当該方法を使って直接に得られた物を使用、販売、販売の申込又は輸入することを防止する権利

第 69 条に規定する者による実施は、特許権者によってなされたものとみなされる。

設問 12-1. 設問 12 の追加質問です。先使用权者は、他者の出願後に、生産規模・輸入規模・販売地域等を拡大することが認められるでしょうか。認められるとすればどの程度までの拡大が認められるでしょうか。

(a) 生産数量の拡大：

産業財産法は先使用权の対象である発明の商業的規模の拡大を禁じていないことから、生産の規模を拡大することはできると思われる。当該拡大は、不正競争の防止に関する規定により制限される可能性はある。

説明が困難な場合、以下の例について、適当なチェックボックスにチェックを入れてください。

- ・生産装置の変更なしに、当該特許の出願時に生産していた数量を増加させる。
 可能、 認められない、 実例がないのでわからない。
- ・生産装置を新たに設けて、当該特許の出願時に生産していた数量を増加させる。
 可能、 認められない、 実例がないのでわからない。
- ・第三者に生産を委託して、当該特許の出願時に生産していた数量を増加させる。
 可能、 認められない、 実例がないのでわからない。

(b) 輸入規模の拡大：

説明が困難な場合、以下の例について、適当なチェックボックスにチェックを入れてく

²⁴⁶ http://www.jpo.go.jp/shiryuu/s_sonota/fips/pdf/mexico/sangyou.pdf [最終アクセス日：2011年3月8日]

ださい。

- ・当該特許の出願時に輸入していた国からの、輸入数量を増加させる。
 可能、 認められない、 実例がないのでわからない。
- ・当該特許の出願時に輸入していた国とは別の国からの、輸入販売を開始する。
 可能、 認められない、 実例がないのでわからない。

(c) 実施地域の変更：

説明が困難な場合、以下の例について、適当なチェックボックスにチェックを入れてください。

- ・当該特許の出願時には A 州のみで販売を行っていたが、これを全国規模の販売に変更する。
 可能、 認められない、 実例がないのでわからない。

設問 12-2. 設問 12 の追加質問です。先使用権者は他者の出願後に、実施行為の変更あるいは実施形式の変更等を行うことが認められるでしょうか。認められるとすればどの程度の変更までが認められるでしょうか。

- (a) 実施行為（製造、販売、輸入等）の変更（例えば、出願日（優先日）前に輸入・販売していた場合、出願日（優先日）後に製造・販売に変更することはできますか。）

確かな回答をする上で役立つと思われる判例も行政基準はないが、産業財産法及びその規則においては実施の変更に対して禁止若しくは制限を課す規定が一切定められていないことから、かかる変更は可能であると思われる。

- (b) 他者の出願の出願前に実施していた発明の実施形式と、出願後に実施している発明の実施形式が異なるなど、実施形式の変更（例えば、他者の出願前に、塩酸を使用する A 合成方法を実施していたが、出願後に硝酸を使用する A 合成方法へ実施行為を変更する。特許権は、酸（塩酸、硝酸の上位概念）を使用する A 合成方法とするなど、生産工程が変更される場合が想定されます。）

我々の知る限りでは、正確な回答をする上で役立つと思われる判例も行政基準も存在しない。しかしながら、かかる実施形式の変更は有効とは認められない可能性がある。

- (c) 生産装置の改造等（他者の出願の出願前に使用していた装置の一部を改造し、改造後の装置も特許のクレーム範囲に含まれる場合を想定しています。）

かかる実施態様の変更は有効とは認められない可能性がある。

設問 13. 下請企業と元請企業の先使用権

生産形態の一つとして、我が国では下請生産（他の企業に対して製法等を開示して、そ

の指揮命令により生産を行って、製品の全量を引き取る形態) というものがあります。先使用権が認められると仮定して、下請企業と下請元企業のどちらに、先使用権が認められるのでしょうか。仮に、下請元企業に認められる場合に、下請先の変更は可能なのでしょうか。

先使用権が認められるのは委託者であると思われる。また、委託者は、先使用権と事業の関係及び活動の範囲を明確に証明する契約において、委託業務のすべてが正確に記載されていることを条件として、受託者を変更することが可能である。

設問 14. 先使用権の登録

貴国の先使用権制度に関して、これを登録するような制度は設けられていますか。設けられている場合には、どのような場面、方法で登録するのか、及びその効果について御説明ください。

登録する制度は設けられていない。

設問 15. 先使用権が第三者に及ぶか

他者の出願後（優先日以降）において、先使用権者が製造した製品を、第三者が購入して「使用・販売（転売）」することは特許権侵害となるのでしょうか（例：他者の特許出願後に仕入れを開始した場合）。ならないとすれば、どのような法解釈によるのでしょうか？

この問題に関しては、産業財産法及びその規則、メキシコ産業財産庁の定める基準並びに既知の判例ではいかなる禁止も制限も定められていないことから、先使用者により製造された製品を利用し又は転売することは可能であると思われる。先使用者により製造された製品は適法なものであり、よってそのような適法状態が存続すると考えるべきである（特許消尽論）。

（3）移転等に関わる問題

設問 16. 先使用権の移転（移転可能性及び移転の要件）

メキシコ産業財産権法には先使用権の移転に関する条文を発見できませんでした。メキシコでは、先使用権は移転できないと考えてよろしいですね。

その解釈は間違っている。先使用権の移転は、先使用権の法的位置づけに対する裁判所の見解に大きく左右される問題であると思われる。裁判所により当該先使用権が権利そのものであるとみなされた場合には、移転は可能であるはずである。当該先使用が抗弁にすぎないと判断された場合には、当該先使用権者である会社の買収を通してのみ、当該権利は移転可能であると思われる。

設問 17. 種々の移転と先使用权

設問 16 に関連した質問です。以下のような場合に、それぞれ先使用权の権利者はどのように変動すると考えればよいでしょうか。

- (a) 先使用权を有する企業の買収や先使用权を有する企業の分社により、先使用权がどのように移転するかについて、例を挙げて御説明ください。(極端な例ですが、一部地域で活動する小規模の企業が全国規模で事業を行う大企業により買収された場合に、大企業が先使用权者として、全国規模で事業を実施することが可能でしょうか。)

設問 17 に対する回答を参照のこと。

- (b) 例えば、グループ企業の一企業に先使用权が認められた場合、他のグループ関係企業にも先使用权が認められるのでしょうか。また、子会社に認められた先使用权は親会社にも認められる、あるいは、親会社に認められた先使用权は子会社にも認められるのでしょうか。

同一の企業グループに属する別会社や親会社等に対して、自己の先使用权が当然に認められることはないものと思われる。先使用者と親会社若しくは子会社とは、異なる別々の法人であるからである。

- (c) グループ企業や親会社と子会社が国内外をまたぐ場合に、グループ企業や子会社が海外で生産した製品の輸入販売している国内企業には、輸入販売のみでなく、生産についても先使用权は認められるのでしょうか。

先使用权は、メキシコ国内における発明の実施又はそのための準備を行った結果認められるものである。したがって、他国で認められている先使用权の保護対象である輸入製品については、親会社はメキシコにおいて一切権利を有しない。

設問 18. 移転の対抗要件 (移転後の登録)

貴国において、先使用权の移転が認められる場合、移転について登録する制度がありますか。設けられている場合には、どのような場面、方法で登録するのか (例: 移転の対抗要件)、及びその効果について御説明ください。

移転を登録する制度は設けられていない。

設問 19. 再実施の可否

貴国法における先使用权者には再実施を許諾する権原はないと考えておりますが、それで間違いはないでしょうか。

この設問に対する回答は、先使用权が権利として扱われるかあるいは抗弁として扱われ

るかにより異なる。残念ながら、正確な回答をする上で役立つと思われる判例も行政基準も存在しない。

設問 20. 先使用権の消滅又は放棄（事業の廃止、長期の中断との関係）

一旦認められた先使用権が消滅又は放棄されたと判断されることはあるのでしょうか。例えば、事業の廃止、あるいは長期の中断があった場合にはどうでしょうか。

この問題に関する特定の法令の規定も判例も存在しない。

設問 21. 先使用権の対価

先使用権が認められた場合、先使用権者は特許権者に対して、対価を支払う必要があるのでしょうか。

この問題に関する特定の法令の規定も判例も存在しないが、かかる支払をする法的義務はないと思われる。

Part D : 運用状況

設問 22. 貴国での先使用権制度について普及啓発活動が行われている場合、その概要を御紹介ください（文書が出されている場合には、その入手方法を明示してください）。

先使用権の利用を促進するための活動は、いかなる機関又は政府機関によっても行われていない。

設問 23. 貴国での先使用権制度の利用頻度をお答えください。

ほとんど利用された例がない。

設問 24. 貴国において、先使用権を争った裁判例について、データが公表されていたら、入手の方法を御教示ください（インターネット、刊行物等）。

先使用権に係る問題に関する既知の判例は存在しない。

設問 25. 貴国で先使用権制度が利用される場面について御紹介ください。

この問題に関する特定の法令の規定も判例も存在しない。

設問 26. 先使用権に関連して、裁判で争った例の概要を御紹介ください。特に、貴国の先使用権を解釈するために必要な典型的な事例及び先使用権が認められた例、認められなかった例という代表的な事例について、それぞれ、特徴的な判示事項の解説をお願いし

ます

この問題に関する特定の法令の規定も判例も存在しない。

設問 26-2. 設問 26 の追加質問です。先使用権について裁判で争った事例のうち、外国籍企業等が先使用権を主張した事例があれば、御紹介ください。

この問題に関する特定の法令の規定も判例も存在しない。

設問 27. ある発明者が発明の詳細を開示すると、それが模倣される危険性があることを考えて、特許出願することなく発明を実施し、事後に第三者に特許権が付与されたとしても、先使用権を主張すれば、継続して実施が可能であると考えたとします。裁判において先使用権を主張する場合に、あらかじめ、どのような証拠を準備すべきかについて、御説明ください。

発明の開発のために受け取った公的資金若しくは民間資金、かかる資金の供与を受けるための要件を満たしていることを証明する書類、原材料及び機械類の購入や従業員の雇用に関する契約などが、先使用の証拠として有効であるものと思われる。

設問 28. 我が国では証拠書類等について、その作成日付や非改竄性を証明するため、公証制度やタイムスタンプサービスが利用されています。貴国において類似の制度がある場合にその概要を御説明ください。

先使用権を主張する上で有利な立場に立つために、先使用に関するいかなる行為についても、公証を得ることが勧められる。

Part E : 先使用権制度の将来

設問 29. 貴国において、先使用権制度についての法改正の予定あるいは法改正を前提とした論議が公表されていたら、御紹介ください。

先使用権制度の法改正についての計画はない。

「3」 スイス

Part A : 先使用権制度の有無

設問 1. 先使用権制度の有無と条文規則等

(a) 先使用権に関する条文、規則等

スイス特許法第 35 条 (Federal Law on Patents for Inventions of 25 June 1954 (Status

資料編

・本資料の記号等の解説

設問	意味	解説（記号の意味）
Q3	・先使用権が認められるための個別要件およびその解釈	実施＝実施 実準＝実施＋準備
個別要件 （条文 明記）	実施（発明の内容）（実施、製造）	実施＝全ての実施 製造＝製造に限定
	実施の準備	○＝準備に先使用権が認められる
	実施（継続＝元の範囲、事業目的）	継続＝元の範囲 事業＝事業目的
Q3	・対象となる実施の意味（全ての実施／製造のみ）	実施＝全ての実施 製造＝製造に限定
Q4	・善意の意味（条文上の有無と定義の有無） （△＝異なる用語を使用）	無＝要件無 有有＝要件有＋説明有 有無＝要件有＋説明無
Q6	・先使用権が認められるか否かの基準日はいつか。	優時＝優先日に 優前＝優先日以前 願時＝出願日に 願前＝出願日以前
Q9(b)	・輸入販売の先使用権	輸入○＝輸入販売が先使用権の対象となる
Q12	・先使用権者が実施できる範囲（物的範囲）	事業継＝事業目的の範囲で継続可能 従前＝従前の範囲
Q16	・移転の可否・態様・譲渡要件等（一般承継に限られるか、事業の実施と伴にする必要があるか等）	事伴＝事業をともなって 装置伴＝装置をともなって 無制限＝制限なく移転可能
Q25	・先使用権主張の目的（抗弁か実施権）	抗弁＝先使用権の抗弁として使用 確抗＝確認訴訟＋先使用の抗弁
Q26	・先使用権が認められた典型的な例	例示＝各国編に判決要旨を例示
Q27	・先使用権立証の証拠	説明＝各国編に説明有
Q28	・公証制度の有無（宣誓供述書の利用）	公証＝公証制度有 公証無＝公証制度無 宣誓＝裁判には宣誓供述書を提出

その他の設問共通：判例無＝判例が無いため不明
 条文○又は×＝条文解釈で可能又は不可能
 解釈○又は×＝条文解釈、学説等で可能又は不可能
 学説＝学説に基づいた判断
 意見＝回答作成者の意見

諸外国の先使用権制度一覧表 (No. 2)

設問	意味	BR	MX	CH	GR	IT	NO	RU	AU
Q1(a)	条文番号	45*	22	35	10	68	4	1361	119
Q1(a)	先使用権か侵害の例外か	先使用	例外	例外	例外	例外	先使用	先使用	例外
Q1(b)	詳細な文書の有無	有	無	無	無	有	有	有	無
Q1(c)	訳文の有無 (公用語が英語でない国)	有	有	無 CH1	有	有	有	有	—
Q2	経済説、公平説等	公平?	例外	公平	公平	経済	経済	公平	公平
Q2	制度導入の背景+「特定の国の法制等をモデルにしていた等の経緯があるか」	PLT 草案	不明	DE?	無	EC?	北政特 許法	無	GB
Q3	・先使用権が認められるための個別要件およびその解釈	実施	実準	実準	実準	実施	実準	実準	実準
個別要件 (条文明記)	基準日 (優先日、出願日、出願)	優先日	優先日	優先日	優先日	優先日	出願	優先日	優先日
	基準日 (当日、以前)	以前	以前	以前	当日	以前	当日	以前	△
	地域 (国内、国外)	国内	—	国内	—	国内	国内	国内	国内
	発明の所有 (possession)	—	—	—	—	—	—	—	—
	自らの発明 (+知得) (○)	—	—	—	—	—	—	○	△
	善意 (善意=○、他の用語=△)	○	—	○	—	—	△	○	—
	実施 (侵害となる行為)	—	—	—	—	—	—	—	—
	実施 (発明の内容) (実施、製造)	実施	製造	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実施の準備	—	○	○	○	—	○	○	○
	実施 (継続=元の範囲、事業目的)	継続	継続	事業	事業	継続	継続	継続	継続
	ライセンスの可否 (可、否)	—	—	—	—	—	—	—	—
	譲渡の可否 (可、否)	可	—	可	可	可	可	可	—
製品を購入した第三者 (侵外、非侵害)	—	—	—	—	—	—	—	—	非侵害
Q3	・対象となる実施の意味 (全ての実施/製造のみ)	実施	製造	実施	実施	判決無	実施	実施	実施
Q4	・善意の意味 (条文上の有無と定義の有無) (△異なる用語)	有有 BR1	無	有有	無 GR1	無 IT1	△無	有有	無
Q5	・当該特許権に係る発明者から発明を知得していた場合に認められるか	不可	不可	可 CH2	不可 GR2	判決無	不可	不可	不可
Q6	・先使用権が認められるか否かの基準日はいつか。	優前	優前	優前	優時	願前 IT2	願時	優前	優時
Q7	・実施の準備の意味 (定義の有無)	-	説明有	説明有	判例少	—	説明	説明	説明
Q8	・特許出願前に実施していたが、基準日には実施していない場合に認められるか	条文×	解釈無	条文×	条文×	条文○	条文×	条文○	条文○
Q9(a)	・輸出行為が対象となるか	○	×	○	○	判決無	○	○	○
Q9(b)	・輸入販売の先使用権	NA	—	輸入○	○GR3	判決無	輸入○	輸入○	輸入○
Q10	・輸出行為が対象となるか (純粋な輸出行為が特許侵害となる場合)	○	×	○	○	判決無	×	○	解釈○
Q11	・実施の意味 (新規性との関連: 公然実施されていた場合の当該特許の新規性は喪失しないか)	新規性 喪失							
Q12	・先使用権者が実施できる範囲 (物的範囲)	従前	判決無	事業継	事業継	従前	従前	—	事業継
Q12-1(a)	・生産規模の拡大の可否	解釈×	解釈○	学説○	判決無	解釈×	解釈○	—	解釈○
Q12-1(b)	・輸入数量の拡大の可否	解釈×	判決無	学説○	判決無	解釈×	解釈○	—	解釈○
Q12-1(c)	・実施地域の変更の可否	不明	判決無	学説○	判決無	解釈×	解釈○	—	解釈○
Q12-2(a)	・実施態様 (製造、販売、輸入等) の変更の可否	解釈×	解釈○	学説×	判決無	解釈×	解釈×	—	解釈○
Q12-2(b)	・実施形式の変更 (製法の変更) の可否	解釈×	解釈×	学説○	解釈○	判決無	解釈×	—	解釈×
Q12-2(c)	・実施形式の変更 (改造等) の可否	解釈×	解釈×	学説○	解釈○	判決無	解釈○	—	解釈×
Q13	・下請企業と元請け企業の先使用権	不明	元請	元請	元請	元請	判決無	—	判決無
Q14	・対抗要件 (登録要否)	不要	不要	不要	不要	不要	不要	—	不要
Q15	・第三者に効力が及ぶか (再販売)	不明	OK	OK	侵害	判決無	OK	—	判決無

設問	意味	BR	MX	CH	GR	IT	NO	RU	AU
Q16	・移転の可否・態様・譲渡要件等（一般承継に限られるか、事業の実施に伴う必要があるか等）	事件	不明	事件	事件	事件	事件	事件	無制限
Q17(a)	・大が小を飲む合併	可能？	不明	可能	可能	可能	可能	—	可能
Q17(b)	・グループ企業で先使用权を共有できるか	不明	不可	不可	不可	不可	不可	—	不可
Q17(b)	・外国製品の輸入販売で製造の先使用权が得られるか	不明	—	不可	不可	判決無	不可	—	可
Q18	・移転の登録の要否（対抗要件）	不要	不要	不要	不要	不要	不要	—	不要
Q19	・再実施許諾の可否	不可	判決無	不可	不可	不可	不可	—	不可
Q20	・先使用权の消滅又は放棄	不明	判決無	消滅	規定無	判決無	規定無	—	規定無
Q21	・先使用权の対価	不要	不要	不要	不要	不要	不要	—	不要
Q22	・先使用权制度の普及啓発	無	無	無	無	無	無	—	無
Q23	・先使用权の利用状況	殆無	殆無	殆無	殆無	殆無	殆無	—	殆無
Q24	・先使用权の判例の利用可否	困難	判決無	一件	判決無	DB有	DB有	—	DB有
Q25	・先使用权主張の目的（抗弁か実施権）	確抗	判決無	NA	判決無	抗弁	判決無	—	抗弁
Q26	・先使用权が認められた典型的な例	例示	判決無	説明有	判決無	NA	例示	—	例示
Q26-1	・外国企業の先使用权主張	無	判決無	無	判決無	NA	無	—	無
Q27	・先使用权立証の証拠	説明	説明	説明	説明	説明	説明	—	説明
Q28	・公証制度の有無（宣誓供述書の利用）	公証	公証	公証	公証	条文無	公証	—	宣誓
Q28-1(a)	・タイムスタンプ業者	—	—	—	—	—	—	—	—
Q28-1(b)	・公証制度	—	—	—	—	—	—	—	—
Q28-1(c)	・製品に対する公証	—	—	—	—	—	—	—	—
Q28-1(d)	・映像に対する公証	—	—	—	—	—	—	—	—
Q28-1(e)	・企業の利用状況	—	—	—	—	—	—	—	—
Q28-1(f)	・タイムスタンプの利用状況	—	—	—	—	—	—	—	—
Q29	・先使用权制度改正の動き	無	無	無	無	無	無	—	無
Q30	・特別な条文の意味	—	—	—	—	—	—	—	—

BR*：ブラジル知財法第 232 条には物質特許についてのパイプライン出願に基づく特許に対する先使用权が定められている（以下、第 232 条に基づく先使用权は調査の対象としない）

BR1：Q4：善意に対する定義はないが、学説では「善意とは公平性の要件、すなわち各人が信義に従い誠実に行動すべきとする行為規範であるとされている。

CH1：Q1(c)：スイス代理人からの指摘では、WIPO 掲載のスイス特許法に翻訳の誤りがある。基準日は出願日のみではなく、優先日を含む。（スイスでは独、仏文の法律が公定で、英語の公定訳はない）

CH2：Q5：誠実に行動を行うという要件のみあり、当該発明の出所については要件とされていない。

GR1：Q4：「善意」の要件は、ギリシア特許法第 10 条には定められていないが、法の一般原則並びに民法第 218 条において定められている。（訳者注、先使用权者として容認されるためには善意でなければならないとの意味と解釈される）

GR2：Q5：発明者から取得されたかどうかに関する規定はないが、「権利の行使は、信義誠実の原則、善良の風俗、又は権利の社会的若しくは経済的目的により課される制限を超えることが明らかである場合には、禁じられる」と定める民法第 281 条を考慮に入れば、発明者から直接又は間接的に発明を知得した先使用者に先使用权は認められないと解釈される。

GR3：Q9(b)：本事項につき、明確な地理的制限はない。かかる制限のないことから、「行為がギリシアの領域外で行われた場合には先使用权の発生要件を充たさない」という解釈はできないものと思われる。

IT1：Q4：「善意で」という表現が第 68 条第 3 項に明記されていないとはいえ、同条は、先使用者が発明を適法に、且つ出願者に損害を与えることなく使用している必要があるという意味で一般に解釈されている。

IT2：Q6：先使用者は当該発明をその出願前 12 ヶ月間において使用していることが必要となる。当該先使用者は、その全期間中、当該発明を使用している必要はないが、少なくとも当該期間の一部において使用していることが必要となる。かかる 12 ヶ月間よりも前に使用しても、先使用权は発生しない。

NO1：Q10：回答は輸出は先使用权の対象となるであるが、製造の先使用权を獲得した者が輸出をすることが出来るという意味で、実質的には輸出そのものは先使用权の対象ではない。